### PayPay 銀行スポーツくじ特約

PayPay 銀行スポーツくじ特約(以下「本特約」といいます。)は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」といいます。)が発売するスポーツ振興投票券(以下「スポーツくじチケット」といいます。)について、PayPay 銀行株式会社(以下「当社」といいます。)が当社の普通預金口座(以下「PayPay 銀行口座」といいます。)を保有するお客さまに提供するサービス(詳細は本特約第3条に定めるものとし、以下「PayPay 銀行スポーツくじ」といいます。)に関する事項を定めるものです。

### (特約等の準用)

#### 第1条

- 1. PayPay 銀行スポーツくじの利用にあたり本特約に定めのない事項については、センターが定めるスポーツくじ約款およびスポーツくじチケットについてセンターが定めるすべての約款、規定等(あわせて以下「スポーツくじ約款等」といいます。)およびスポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号、その後の改正を含む。)、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号、その後の改正を含む。)および関係政省令その他スポーツくじチケットに関係する法令(あわせて以下「関係法令」といいます。)が適用されます。本特約、スポーツくじ約款等および関係法令に定めのない事項については、当社が別途定める預金口座取引一般規定その他の規定、規則等にしたがうものとします。
- 2. お客さまは、本特約、スポーツくじ約款等および関係法令を確認し、これに同意のうえ、 PayPay 銀行スポーツくじを利用するものとします。なお、お客さまが PayPay 銀行スポーツ くじを利用した場合、お客さまは、本特約、スポーツくじ約款等に同意したものとみなしま す。

# (用語)

#### 第2条

本特約で使用する用語の定義は、本特約で別途定義されるものを除いて、スポーツくじ約款で定めるものと同一とします。

#### (PayPay 銀行スポーツくじ)

# 第3条

PayPay 銀行スポーツくじとは、お客さまが当社の運営するホームページを通じてスポーツくじ チケットを購入するにあたり、当社が提供する以下の各号に定めるサービスをいいます。

- (1) スポーツくじチケットの購入受付
- (2) お客さまが PayPay 銀行スポーツくじを通じて購入したスポーツくじチケットの購入代金の

決済

- (3) お客さまが PayPay 銀行スポーツくじを通じて購入したスポーツくじチケットの払戻金等の 振込処理
- (4) 前各号に付帯して当社が提供するサービス

(PayPay 銀行スポーツくじ会員登録)

#### 第4条

- 1. お客さまは、PayPay 銀行スポーツくじの利用を希望する場合は、利用に先立ち、当社所定の方法により会員登録手続を行うものとします。
- 2. 当社は、会員登録手続の際にお客さまの名のもとに入力されたパスワード(以下「ログインパスワード」といいます。)と、当社に記録されたお客さまのログインパスワードとの一致をもって、会員登録手続がお客さま本人によってなされたものとみなします。なお、当社は、本項に定める取り扱いによりお客さまに生じた如何なる不利益または損失についても、責任を負わないものとします。
- 3. 次のいずれかに該当するお客さまは会員登録手続を行うことができません。
  - (1) 19歳未満のお客さま
  - (2) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第10条各号またはスポーツくじ約款第4条第2項から第4項に規定するスポーツくじチケットの購入または譲り受け等の禁止対象者いずれかに該当するお客さま
  - (3) PayPay 銀行口座をお持ちでないお客さま
- 4. 当社は、会員登録済のお客さまを PayPay 銀行スポーツくじ会員と呼ぶ場合があります。

#### (投票方法)

## 第5条

お客さまが PayPay 銀行スポーツくじを利用して投票を行う場合、当社が指定する PayPay 銀行スポーツくじ専用のサイト(以下「取引サイト」といいます。)を利用するものとします。

# (投票内容の確認)

#### 第6条

- 1. PayPay 銀行スポーツくじを利用して行う投票内容の確認については、スポーツくじ約款の 定めにかかわらず、取引サイトで確認を行うものとします。なお、当社は、お客さまが次条 の定めにしたがいスポーツくじチケットの購入手続を終了した場合、お客さまが当該購入 手続に係る投票内容について、本条に定める確認を行ったものとみなします。
- 2. 投票内容の確認による購入手続終了後は、次条で規定する購入完了前であっても、理由の如何を問わず、当該投票内容について変更または取り消しをすることはできません。

#### (購入手続)

#### 第7条

- 1. お客さまは、PayPay 銀行スポーツくじの利用によりスポーツくじチケットを購入する場合、スポーツくじ約款の規定にかかわらず、スポーツくじチケットを当社所定の方法にて取引サイトで購入することができるものとします。
- 2. お客さまは、メンテナンス等のために当社が PayPay 銀行スポーツくじに係るシステム(以下「当社システム」といいます。)を停止する時間帯を除き、センターが指定する発売期間中、取引サイトにてスポーツくじチケットを購入することができます。なお、当社は、原則として事前に当社のホームページ等に掲示することにより、当社システムを停止する時間帯をお知らせするものとしますが、やむを得ない場合は、予告なしに当社システムを停止できるものとし、予告の有無を問わず、当社システムの停止に起因して発生した損害について一切責任を負いません。
- 3. スポーツくじチケット購入にかかる購入金額および口数の上限については、スポーツくじ 約款の定めるとおりとします。
- 4. 当社は、お客さまが PayPay 銀行スポーツくじの利用により購入するスポーツくじチケットの代金を、購入手続終了と同時にお客さま名義の PayPay 銀行口座より引き落とします。なお、当社システムの不具合その他の事由により、購入手続終了後、次条に規定される購入完了とならなかった場合、当該購入手続についてスポーツくじチケットは発売されません。この場合、当社は、会員登録手続の際にお客さまが登録した電子メールアドレスへ電子メールを送信することによりその旨お客さまに通知するとともに、スポーツくじ約款の規定にかかわらず、当該スポーツくじチケットにかかるお客さまの購入代金を当社が定める期間内にお客さまの PayPay 銀行口座に返還します。当社は、かかる購入代金の返還以外の一切の責任を負わないものとします。
- 5. スポーツくじチケットの購入手続には、当社がお客さまに配布したトークンにより生成されたパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)の入力を必要とします。当社は、スポーツくじチケットの購入手続においてお客さまの名のもとに入力されたワンタイムパスワードと、当社の機器によりお客さまのトークンに同期して生成されたパスワードが一致することを確認した場合、当該購入手続がお客さま本人によってなされたものとみなします。
- 6. 当社は、お客さまの指示に基づいてお客さま名義の PayPay 銀行口座を通じてお客さまの普 通預金から引き落としを行うことにより、スポーツくじチケットの購入代金の決済を行う ものとします。

### (購入完了)

#### 第8条

PayPay 銀行スポーツくじにおけるスポーツくじチケットの購入は、前条に定める購入手続終了

後、当該購入手続に係る情報をセンターの所有するセンターシステムが受信し、これを有効な購入申込としてセンターが受け付け、正常に処理された時点で購入が完了するものとします。なお、 当社は、スポーツくじチケットの購入完了を確認した場合、当社所定の方法によりお客さまにその旨を通知するものとします。

### (スポーツくじチケット)

#### 第9条

- 1. PayPay 銀行スポーツくじを利用して購入したスポーツくじチケットの引き渡しは行われません。スポーツくじチケット本券は、電磁的記録の作成をもって、その作成に代えることとし、当該電磁的記録は、センターが管理します。 なお、お客さまは、PayPay 銀行スポーツくじを利用して購入したスポーツくじチケットについて、書面その他の有形の媒体による引き渡しを当社またはセンターに請求することはできません。
- 2. お客さまは、PayPay 銀行スポーツくじを利用して購入したスポーツくじチケットについて、 払戻金等に関する請求権、その他一切の権利を第三者に譲渡することはできません。

### (結果等の表示)

### 第 10 条

当社は、第 5 条に定める投票に係る結果の情報その他のセンターから提供された情報を取引サイトに掲載します。当社およびセンターは、当該情報に基づいてお客さまが行動したことにより被ったいかなる損害についても一切の責任を負いません。

#### (払戻金の受け取り)

### 第11条

- 1. お客さまが PayPay 銀行スポーツくじを利用してスポーツくじチケットを購入し、当該スポーツくじチケットに係る投票内容がスポーツくじ約款のに基づき公示する等級の種類のいずれかに該当した場合または特払金に該当した場合、スポーツくじ約款の定めにかかわらず、当社は、センターの指示に基づいて払戻金の支払処理を行います。
- 2. 払戻金は、原則として、払戻開始日から3営業日後(営業日とは、銀行法に定める銀行の休日を除く日とします。)に入金されます。ただし、払戻開始日および払戻期限は予定日であり、指定試合の結果等また又は特定指定試合の結果等の確定の都合等により、センターにより変更される場合があります。
- 3. お客さまの PayPay 銀行口座につき入金停止措置がとられている場合等、払戻金の入金ができない状態であった場合には、お客さまは、前 2 項の定めにしたがい当該払戻金を受け取ることができません。この場合、当社は、センターに入金不能の旨を通知するものとします。なお、この場合においても、お客さまは、当社所定の方法による通知を当社にすることにより別途センターが定める方法で払戻金を受け取ることができるものとします。また、この場合、当社およびセンターは、お客さまに対して払戻金の支払以外に何ら責任を負わないもの

とします。

4. お客さまは、払戻期限までに請求しない場合、関係法令で定める時効により払戻金を受け取ることができなくなります。

# (返還金の受け取り)

#### 第12条

- 1. お客さまが PayPay 銀行スポーツくじを利用して購入したスポーツくじチケットがスポーツ くじ約款の規定により発売されなかったとみなされた場合、当社は、スポーツくじ約款の規 定にかかわらず、当該スポーツくじチケットにかかるお客さまの購入金額をセンターが別 途定める期間内にセンターの指示に基づきお客さまの PayPay 銀行口座に返還金として入金 します。
- 2. お客さまの PayPay 銀行口座につき入金停止措置がとられている場合等、返還金の入金ができない状態であった場合には、お客さまは、前項の定めにしたがい返還金を受け取ることができません。この場合、当社は、センターに入金不能の旨を通知するものとします。なお、この場合においても、お客さまは、当社所定の方法による通知を当社にすることにより、別途センターが定める方法で返還金を受け取ることができるものとします。また、この場合、当社およびセンターは、お客さまに対して返還金の支払以外に何ら責任を負わないものとします。
- 3. お客さまは、別途告知する返還開始日から 1 年を経過した日までに請求しない場合、関係 法令で定める時効により返還金を受け取ることができなくなります。

### (PayPay 銀行スポーツくじ利用の終了)

#### 第13条

- 1. お客さまは、PayPay 銀行スポーツくじの利用を終了する場合には、当社所定の方法により、 当社にその旨を届け出るものとし、当社は、当該届出の内容を確認した時点でこれを受理し ます。
- 2. 当社は、お客さまが本特約、スポーツくじ約款等または関係法令の定めに違反していることが判明した場合、何らの催告または事前の通知なく、直ちに PayPay 銀行スポーツくじの全部または一部の利用を終了させ、その旨をセンターに通知することができるものとします。
- 3. 本条に基づきお客さまが PayPay 銀行スポーツくじの利用を終了したことによりお客さまに 損害等が発生しても、当社およびセンターは一切責任を負いません。

### (サービスの終了)

# 第 14 条

当社は、当社のホームページに一定期間告知することで、PayPay 銀行スポーツくじを変更、終了または中止することができるものとします。なお、本条に基づき当社が PayPay 銀行スポーツ

くじを変更、終了または中止したことによりお客さまに損害等が発生しても、当社およびセンターは一切責任を負いません。

### (個人情報)

#### 第15条

- 1. PayPay 銀行スポーツくじの利用に関して当社が保有するお客さまの個人情報の取り扱いについては、スポーツくじ約款の定めに優先して本条が適用されます。
- 2. 当社は、当社が保有するお客さまの個人情報について、別途定める「個人情報の適切な保護 と利用に関する取組方針(プライバシーポリシー)」および「お客さまの個人情報の取り扱 いについて」にしたがい取り扱います。
- 3. 「個人情報の適切な保護と利用に関する取組方針(プライバシーポリシー)」および「お客 さまの個人情報の取り扱いについて」は、当社所定のインターネットホームページ上に掲示 します。
- 4. お客さまは、当社が PayPay 銀行スポーツくじを提供するために必要な範囲で、当社が保有するお客さまの個人情報をセンターまたはその委託先に提供することをあらかじめ承諾するものとします。

### (免責)

### 第16条

- 1. 当社は、通信機器・回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の 障害等、裁判所等公的機関の措置等、天災・火災・騒乱等の不可抗力、他の金融機関等のシ ステム障害その他の当社の責に帰すべからざる事由によりお客さまに生じた損害について、 何ら責任を負いません。
- 2. 当社は、公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他の通信回線の通信経路において盗聴等がなされたことにより取引情報が漏洩しまたは改ざんされた場合、そのためにお客さまに生じた損害について、何ら責任を負いません。
- 3. 当社は、当社が別途定める本人確認手続を行ったうえで、PayPay 銀行スポーツくじにおける取引実行依頼がお客さまご本人からのものであると認めた場合には、コンピューター端末、スマートフォン等のモバイル端末またはトークンの盗難または不正使用、ログインパスワードまたはワンタイムパスワードの盗難、漏洩または不正使用その他の事故があっても、そのためにお客さまに生じた損害については何ら責任を負いません。
- 4. 本特約およびスポーツくじ約款等はお客さまに予告することなく変更されることがあります。当社は、当該変更によりお客さまに生じた損害について、何ら責任を負いません。

### (特約の変更)

### 第17条

- 1. 本特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更するものとします。
- 2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の特約の内容、その効力発生時期を、インターネット、 またはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- 3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用 開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

# (合意管轄)

# 第18条

本特約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

【2022年9月15日】